



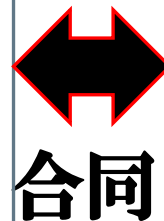
「(仮称)甲賀市自治基本条例」策定 に向けた骨子素案について

～ “理想郷 甲賀” をめざして～

自治基本条例策定への取り組み

「甲賀市自治基本条例策定委員会」の設置

- 委員数 14名
- 任期
平成25年7月25日～
条例制定の日まで



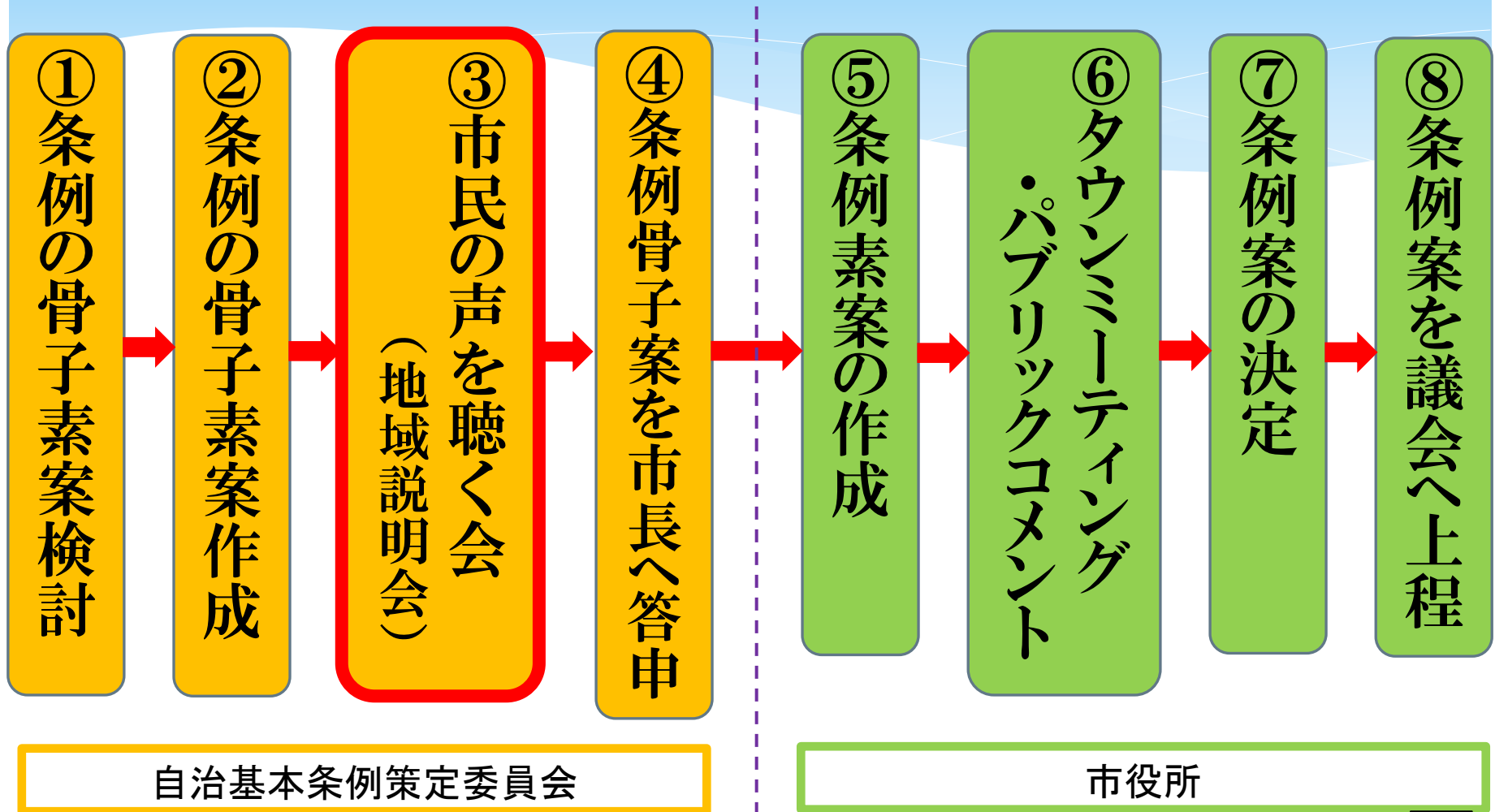
- 市役所職員
22名
条例庁内
作業チーム委員

18回の策定委員会を開催(10月末現在)
計36名の委員で骨子素案を作成

自治基本条例策定委員会 の会議の状況



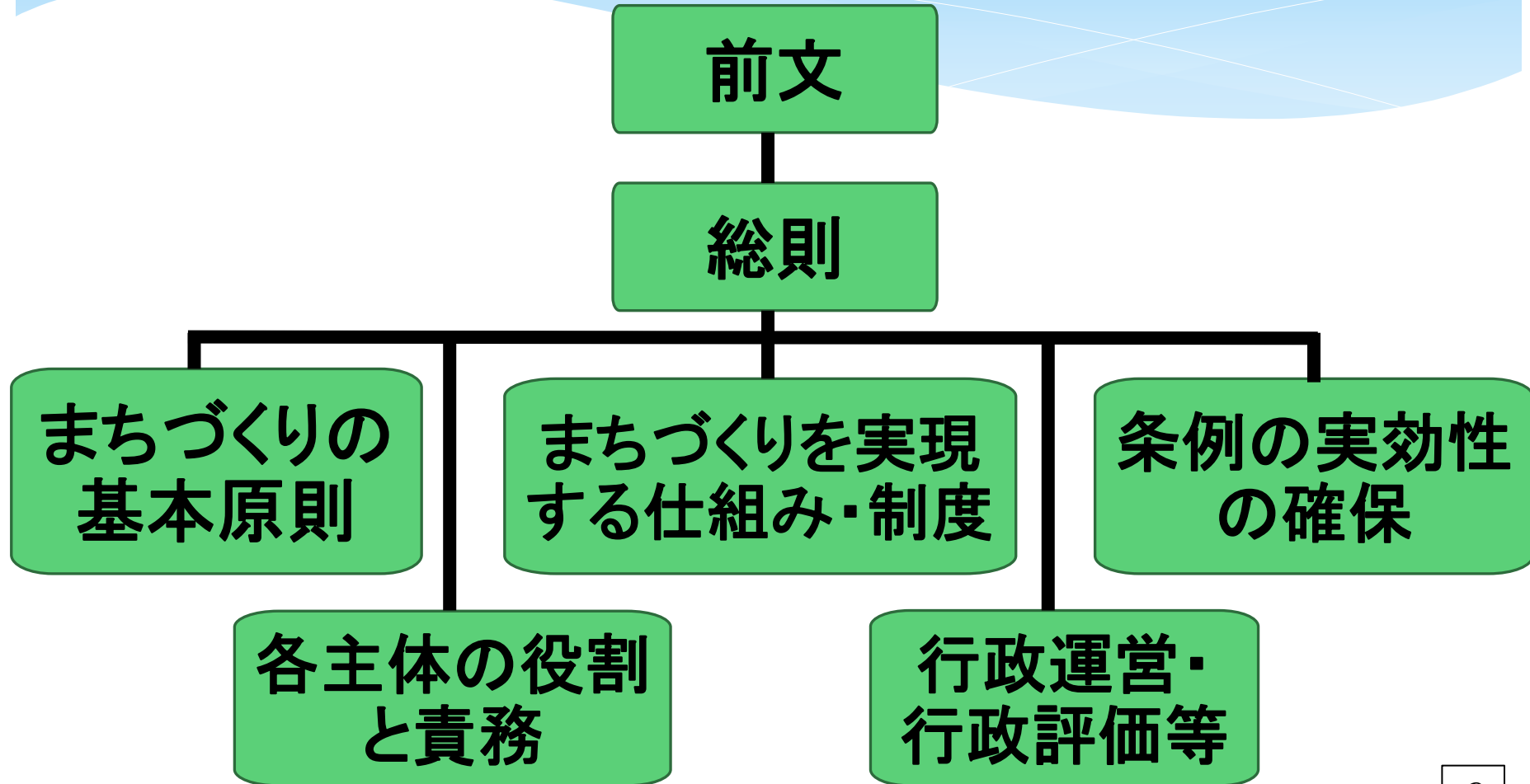
条例制定までの流れ



市民の声を聴く会の趣旨

みなさんとお話しをし、みなさんの意見を反映させ、市長へ条例の骨子案を提出します。

条例骨子素案について(体系)



条例骨子素案について(体系)

前文

I. 総則

1. まちづくりの基本理念
2. 目指すまちの姿
3. 条例の目的
4. 条例の位置づけ
5. 定義

II. まちづくりの基本原則

6. 市民の権利
7. 市民参加
8. 子ども
9. 学びと教育
10. 多文化共生
11. 安全・安心のまちづくり
12. 情報の共有及び提供

III. 各主体の役割と責務

13. 市民の役割と責務
14. 企業・事業者の役割と責務
15. 議会・議員の役割と責務
16. 市長等の役割と責務

IV. まちづくりを実現する仕組み・制度

17. 区・自治会
18. 自治振興会
19. 協働によるまちづくり
20. 市民活動
21. 住民投票

V. 行政運営・行政評価等

22. 国・県・地域との関係
23. 情報の公開
24. 個人情報保護
25. 行政運営の基本原則
26. 総合計画
27. 財政運営
28. 財産管理
29. 行政評価
30. 説明責任

VI. 条例の実効性の確保

31. 条例の見直し・推進

前 文

条例骨子素案について(個別)

～前文～ 1/4

私たちのまち甲賀市は、鈴鹿山脈の山々や数々の清流など、緑と水が織成す豊かな自然と美しい景観に恵まれています。

古琵琶湖層の肥沃な大地は、おいしい米や茶を育て、薬業や窯業等の地場産業を生み、発展させてきました。

・甲賀の自然、産業



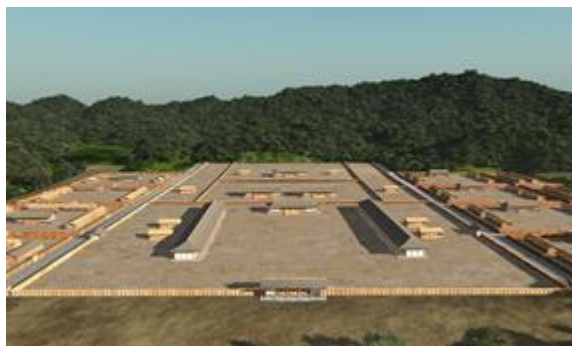
条例骨子素案について(個別)

～前文～ 2/4

歴史をひもとくと、古くには紫香楽宮が置かれ、また近世においては東海道の宿場町が設けられ、多くの人が行き交う交通の要衝として栄えてきた他、城下町等も建設されました。

さらに、中世に活躍した甲賀忍者発祥の地として全国的にも良く知られるほか、この時代には、甲賀郡中惣の輝かしい自治の歴史もあります。

・甲賀の歴史、特徴



条例骨子素案について(個別)

～前文～ 3/4

私たちは、先人が長年にわたり培ってきたこうした歴史と文化に誇りを持ち、地域に対する愛情を育み、自らとそして未来ある子ども達のために、地域課題の解決に向けて協力して取り組まなければなりません。

・先人への感謝と未来への決意



条例骨子素案について(個別)

～前文～ 4/4

そこで、一人ひとりが郷土愛を持ち、自治の担い手としての自覚を持ってまちづくりに取り組み理想郷を実現していくために、基本理念や基本原則を掲げ、日本国民たる甲賀市民として、ここに崇高なまちづくりの指針となる甲賀市自治基本条例を制定します。

・制定の趣旨



第1章 総則

1.まちづくりの基本理念

甲賀市のまちづくりは、甲賀市市民憲章に掲げる理念に則り推し進めていきます。

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に
あなたも仲間
いろどる山河と
生きいき文化
こぼれる笑顔に
応える安心
うみだす活力
受けつぐ伝統
かがやく未来に
鹿深の夢を

2.目指すまちの姿

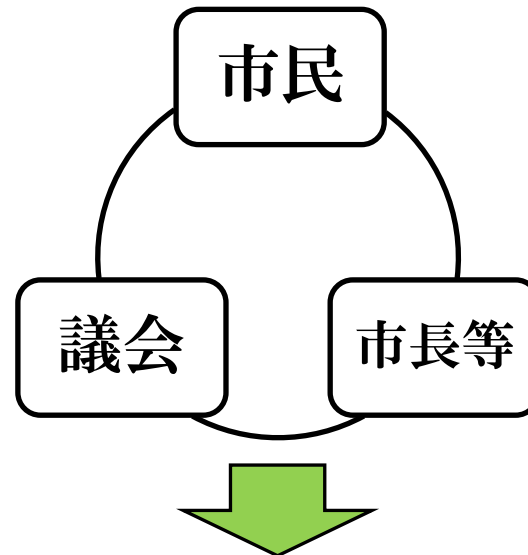
まちづくりの担い手は市民であり、市民自らが輝き続けられるために、次に掲げる甲賀市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動するものとしします。

- ① 市民が相互の理解を深め、それぞれの個性や能力を尊重できる差別のないまち
- ② 市民が自然や歴史・文化を理解し、地域の特性を生かしながら、時代の変化に対応できる活力のあるまち
- ③ 市民が共に生き、お互いに支えあって安心して暮らすことができる福祉のいきとどいた住みよいまち。

- ・まちづくりの主役は市民
- ・人権が尊重される共生社会
- ・地域の特性を生かし、時代の変化に対応
- ・市民が支え合う福祉のまち

3. 条例の目的

この条例は、まちづくりの基本原則や、市民、議会、市長等のそれぞれの役割と責務など、甲賀市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、安心して暮らせる住みよいまちをつくっていくことを目的とします。



安心して暮らせる住みよいまち

4. 条例の位置づけ

この条例は、甲賀市のまちづくりにおけるすべての仕組みや活動の基本となるものです。

〇〇条例

△△条例

◇◇条例

□□条例

(仮称) 自治基本条例

5. 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによります。

- ① 市民 市内に居住する人、市内に通勤又は通学する人、市内で事業又は活動を行う個人、企業・事業者又はその他の団体をいいます。
- ② 地域住民 それぞれの地域に居住している人をいいます。

①市民・・・市内に居住する者、通勤・通学者、企業等、NPO

②地域住民・・・市内に居住する者

5. 定義

- ③ 市長等 市長及び法律の定めるところにより設けている委員会又は委員の他、職員等の補助機関を含みます。
- ④ まちづくり 2. に掲げるまちの姿を実現するために行われるすべての活動をいいます。
- ⑤ 協働 市民、議会及び市長等のうち複数の者が対等な関係のもと、連携・協力することをいいます。

- ③市長等・・・市長や教育委員会といった行政委員会等、副市長、職員などの補助機関
- ④まちづくり・・・目指すまちの姿を実現するために行われるすべての活動
- ⑤協働・・・市民、議会、市長等のうち複数の者が対等な関係のもと、連携・協力すること

第2章 まちづくりの基本原則

6.市民の権利

- ① 市民はまちづくりの担い手であり、市政に関する情報を知る権利を持つとともに、市長等をはじめ、さまざまな団体等と協働して、まちづくりに積極的に関わる権利を持っています。
- ② 市民及び市長等は、性、年齢、障がいの有無等にかかわらず誰もが等しく個人として尊厳と権利が尊重され、障がい児・障がい者も含め誰もが地域で社会生活を営み安全にかつ安心して暮らしていける社会を実現します。

- ・市民のまちづくりに関わる権利
- ・誰もが等しく個人として尊重される権利

7.市民参加

- ① 市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心をもって積極的に参加するよう努めます。
- ② 市長等は、まちづくりの担い手である市民が、自ら考え、働きかけ、決定に関われるしくみづくりに努めます。

- ・まちづくりへの関心と積極的な参加
- ・市民の意見が政策に反映されるしくみ



8.子ども

子どもは、生きる、守られる、育つ権利を持つとともに、年齢にふさわしい形でまちづくりに参加・参画する権利を保障されます。

・次代を担う子どもの権利とまちづくりへの関わり



9. 学びと教育

- ① 市民は、自らの生活をよりよくし、まちづくりに生かせるよう、生涯にわたり積極的に学ぶことに努めます。
- ② 市民及び市長等は、誰もが生涯にわたり積極的に学べる環境づくりに努めます。
- ③ 市民及び市長等は、社会全体で子どもを育てていくために家庭、学校及び地域の環境を整えることに努めます。

- ・前向きに学ぶ姿勢や、市民同士が自由に学べる環境の整備
- ・学校、事業所等といった産官学の連携

10.多文化共生

- ① 市長等は、市民が多様な文化とふれあうことができる環境を整えます。
- ② 市民及び市長等は、世界の人々と互いの文化を認めあい、多様な文化が共存できるまちづくりを推進します。

・お互いの国の文化を認め合い、多文化が共存できるまちづくり



11.安全・安心のまちづくり

- ① 市民は、安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し常日頃から学習や安全点検、訓練などを通じて安全・安心に関する意識の向上を図るとともに、大規模な自然災害その他あらかじめ予測のできない事態（以下「災害等」という。）への備えを行うよう努めます。また、災害等が発生したときには、自らの安全を確保したのち、市民の協力・連携により対処するよう努めるものとします。
- ② 市民は、区・自治会等を単位に自主防災組織等を設立するなどにより、地域における安全・安心に関する組織的な活動の促進に努めます。
- ③ 市長等は、市民と協力・連携し、災害等に対応する計画及び情報共有の仕組みを整備し、危機管理に努めなければなりません。また、緊急時にはこれらと協働のもと、迅速かつ適切に対応しなければなりません。

- ・市民の安全・安心に関する意識の向上や、災害等に対する備え
- ・市長等の災害等に対する危機管理体制の整備

12.情報の共有及び提供

- ① 市民、議会及び市長等は、市民参画によるまちづくりを推進するために、まちづくりに関する情報を互いに共有し、提供します。
- ② 議会及び市長等は、保有する情報が、市民共有の財産であることを認識し、適正に管理します。

- ・まちづくりに関する情報の共有
- ・保有する情報の適正管理



第3章 各主体の役割と責務

13.市民の役割と責務

- ① 市民は、まちづくりのために自ら考え、積極的に行動するとともに、互いが支え合います。
- ② 市民は、地域社会の一員として社会的規範を守り、互いを尊重し、自らの言動に責任を持ちます。

・市民同士の支え合いや社会のルールを守る責務



14. 企業・事業者の役割と責務

企業・事業者は、地域社会の一員として、他の市民・市長等と協力・連携し、まちづくりに貢献します。

・地域社会の一員としての役割と責務



15.議会、議員の役割と責務

- ① 議会は、市民の声がまちづくりに反映されるように努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。
- ② 議員は、甲賀市政を担う者として、夢と将来を見通す力をもって、まちづくりに積極的に取り組むよう努めます。

・市民に開かれた機関、市民の代表としての役割と責務



16.市長等の役割と責務

- ① 市長等は、全体の奉仕者として、公平、誠実かつ効率的に職務を遂行し持続可能な市政運営を推進します。
- ② 市長等は、市政運営の方針を明らかにするとともに、広く市民の意見を聴き適切に反映させます。
- ③ 市長等は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組むものとします。
- ④ 市長等は、まちづくりのために積極的に市の魅力を発信します。

・市長をはじめ、行政委員会、職員等の役割と責務

第4章 まちづくりを実現する 仕組み・制度

17.区・自治会

- ① 区・自治会は、地域住民を代表する自治組織です。
- ② 地域住民は、互いに協力し、助け合いながら、積極的に区・自治会の諸活動に参加して地域の現状及び課題をみんなで共有し、住みよい地域社会をつくります。
- ③ 市長等は、区・自治会を尊重し、互いに協力しあえる関係をつくりま
す。

・区・自治会の役割



18.自治振興会

- ① 自治振興会は、概ね小学校区ごとに設けられ、区・自治会等の関係団体との連携のもと、広域的な地域課題の解決を図りながら、住みよい地域社会をつくります。
- ② 自治振興会は、その地域に住む、または活動するすべての市民を会員とし、それぞれの自治振興会で策定したまちづくり計画に基づき、より多くの人々の参画と自由な発想により特色あるまちをつくります。
- ③ 市長等は、自治振興会の地域特性や実情に合わせた取り組みに対して必要な支援を行います。

・自治振興会の役割



19.協働によるまちづくり

市民・議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働してまちづくりに努めます。

・まちづくりの手段として



20.市民活動

- ① 市民は、よりよいまちづくりのための役割を意識し、自主的・自立的な活動に努めます。
- ② 市長等は、市民自らが行う自主的・自立的な活動の積極的な支援に努めます。
- ③ 市民及び市長等は、地域の将来を担う人材の発掘と育成、及びその組織づくりに努めます。

・公共を担う自主的、主体的な活動



21.住民投票

市長は、市政に係る重要事項について、必要があると認められる場合には、別に条例を定めることによって、住民投票を実施することができます。

・住民の意思を直接確認するための制度



第5章 行政運営・行政評価等

22.国・県・地域との関係

市長等は、まちづくりを進めていくに当たっては、国・県及び近隣自治体と積極的に協力・連携を図るとともに、国及び県との間に、地方自治の本旨に基づいた適正な関係を築きます。

・地方分権におけるそれぞれの役割や関係



23.情報の公開

議会及び市長等は、市政について、市民にわかりやすく公正に提供する責務を全うするため、法令及び別に定める条例により制限される場合を除いて、保有する情報を適正に公開します。

・市の保有する情報の公開

○甲賀市情報公開条例

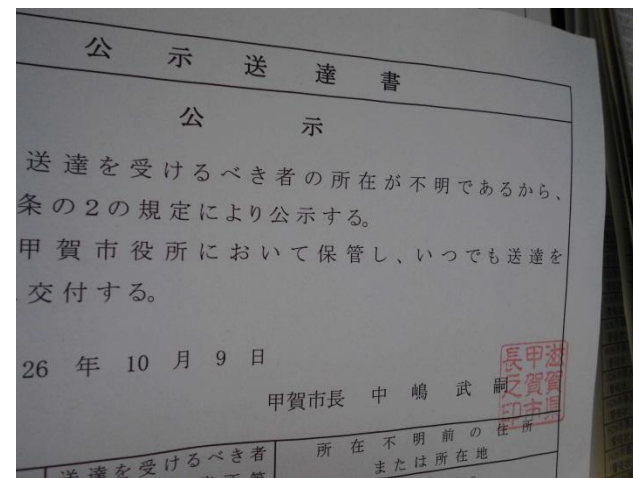
平成16年10月1日
条例第15号
改正 平成17年6月15日条例第38号
平成17年9月28日条例第50号
平成19年9月10日条例第39号
平成25年12月18日条例第36号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 行政文書の公開（第5条—第14条）
- 第3章 不服申立て等
 - 第1節 諮問等（第15条—第17条）
 - 第2節 情報公開審査会（第18条—第25条）
- 第4章 補則（第26条—第31条）
- 第5章 罰則（第32条）

付則

第1章 総則



24.個人情報保護

- ① 議会及び市長等は、基本的人権を守るために保有する個人情報を適正に管理するとともに、取扱いに関しても個人の権利や利益が侵害されることのないように、適切な措置を講じなければなりません。
- ② 市民は、市民による個人情報の取り扱いに関し個人の権利や利益が侵害されることのないよう努めます。

- ・市の保有する個人情報の適正な管理
- ・市民同士のプライバシーの配慮

25.行政運営の基本原則

- ① 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、効率的で、公正かつ透明性の高い行政を行うものとします。
- ② 市長等は、その事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。

・行政運営のあるべき姿



26.総合計画

市長等は、議会の議決を経て定められた基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営をしなければなりません。

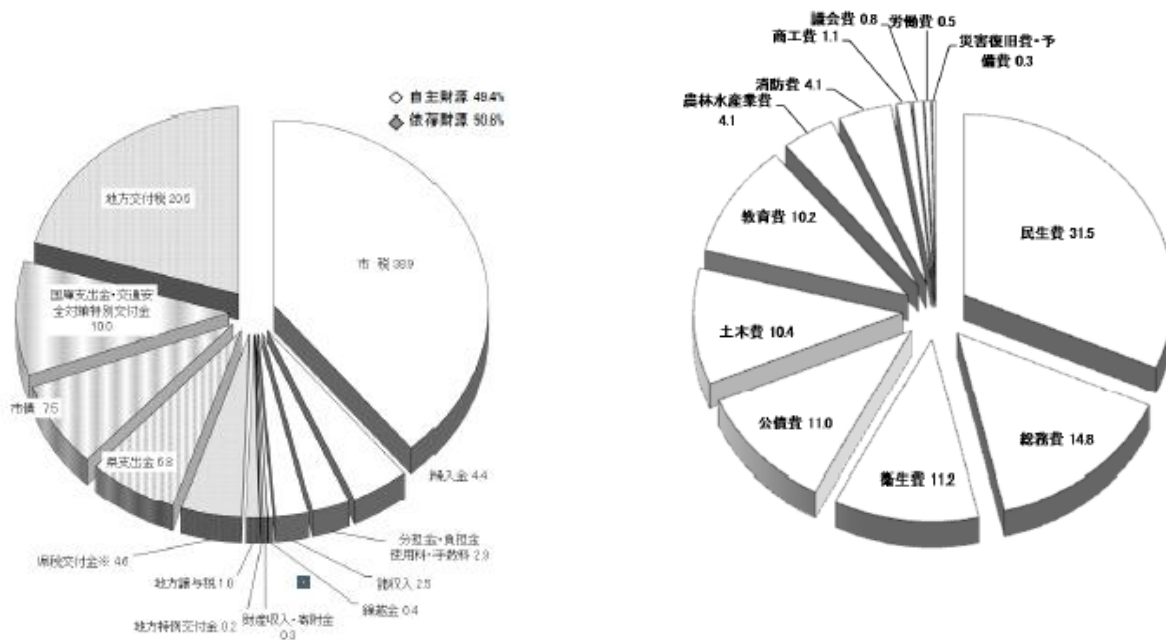
・地方自治法上では策定の義務はなくなったが甲賀市の将来像を示すもの



27.財政運営

市長等は、予算の編成及びその執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営に努めます。

・収入の確かな予測に基づいた財政運営



28.財産管理

市長等は、所管する公有財産について適正に管理し、効果的に活用します。

・経済的かつ効率的に



29.行政評価

市長等は、市民の意見を取り入れた行政評価を行うとともに、その結果を行政運営に反映させるよう努めます。

・市が実施する様々な事業についての評価



30.説明責任

市長等は、行政運営の情報をその計画から実施・評価に至るまで、市民に対し適時・適切に公表して透明性を高め、説明責任を果たします。

・市民に公表し、分かりやすく



第6章 条例の実効性の確保

31. 条例の見直し・推進

- ① 市長等は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が甲賀市にふさわしいものか、社会情勢に適合したものかについて、本条例にかかげるまちづくりの基本原則に基づき検討を進めます。
- ② 市長等は前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

・社会情勢等に応じた条例の検証

ご清聴ありがとうございました。

市民の皆様のご意見をお聴かせください。
よろしく願いいたします。

市民の声を聴く会
(甲賀市自治基本条例策定委員会)